

「令和4年度国の施策・制度・予算に関する提案」措置状況整理表

神奈川県では、令和3年6月に「令和4年度 国の施策・制度・予算に関する提案」を公表後、これまで関係府省等に対し、提案活動を行ってきました。

このたび、重点的提案18事項の主な措置状況(令和4年4月1日現在)を取りまとめましたので、お知らせします。

提案事項及び項目名等	措置状況	措置の概要
1 新型コロナウイルス感染症対策		
1	地方税減収への対応 (減収補填措置の継続)	ウ 未措置 令和3年度の地方財政計画で減収が懸念された地方税等については、当初見込より大きく増収となったことから、減収補填債の対象税目に地方消費税等7税目が追加された措置については、結果として令和2年度限りで廃止となった。また、減収補填債の対象外となる税目や使用料・手数料の減収についても、特別減収対策債の発行が可能とされたが、上述の地方税等の増収に伴い、結果として令和3年度で廃止となった。
2	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	イ 一部措置 (1) 国令和3年度1次補正予算により、地方単独事業分が追加措置された。 (2) 具体的な措置は講じられていない。
3	医療	イ 一部措置 (1) 高齢者接種を含め、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国の財政的支援の措置は講じられた。引き続き希望する住民への接種を速やかに進められるよう、財政措置の継続や、国産ワクチンの開発支援等、希望する全ての方が速やかに接種できる体制を構築することを求めていく。 (2) 地域の医師会等と連携した自宅療養者に対する健康観察やフォローアップ業務における、診療報酬の拡充については、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」により、往診・訪問診療における救急医療管理加算1が3倍、オンライン診療における二類感染症患者入院加算が2倍、訪問看護における長時間訪問看護加算が3倍に拡充される等の措置が実施されているが、現在、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象となっている、医師や看護師への手当等も含め、臨時的な対応ではなく、診療報酬制度にしっかりと位置付けるなど、恒久化を見据えた持続可能な制度として構築していく必要がある。 (3) 具体的な措置は講じられていない。 (4) 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の検査体制整備に関する指針」において、民間検査機関の積極的な活用も含めた検査体制整備の方針が示されており、また、変異株についても、国立感染症研究所において変異のリスク分析や評価が行われ、「懸念される変異株」「注目すべき変異株」に分類するなど、適切な監視体制がとられ、自治体への情報提供も行われるなど、一部措置が講じられた。 (5) 県内の医療機関への体制確保のための協力金や、コロナに対する移送費、入院医療費、行政検査費なども依然として自治体負担が生じており、自治体が負担するか、事業を諦めざるを得ない状況である。 (6) 医療機関における感染防止対策に係る支援は、国がR2年度(有床診200万円、無床診100万円、薬局等70万円/上限)、R3年度(有10万円、無8万円、薬等6万円)と2か年度に渡って補助を行っており、厚生労働省の医療経済実態調査から医療機関の経営状況が改善したことが確認できた。 (7) 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」が改訂され、原則として“かかりつけの医師”に限り初診からのオンライン診療が認められた。

提案事項及び項目名等		措置状況	措置の概要
4	感染拡大防止対策	イ 一部措置	マスク飲食実施店認証店について、まん延防止等重点措置の区域について知事の判断により時短要請の対象から除外できることとなるなど、一定の改善が見られた。 また、マスク飲食の有効性について、動画の配信やシミュレーション結果の公表などにより国民への普及啓発を行っている。
5	防災・減災	イ 一部措置	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、避難所における感染防止対策用物資等の備蓄費用等の措置は講じられたが、あくまで臨時的な措置であり、今後発生が見込まれる恒常的な財政負担に対する措置等は講じられていない。
6	福祉	イ 一部措置	(1) 介護報酬における新型コロナウイルス感染症に対応するための基本報酬の0.1%上乗せは予定どおり令和3年9月で終了となった。令和3年12月までの衛生用品等の購入経費に対する補助制度が設けられたが、恒久的な仕組みになっていない。 また、障害者支援施設等では、陽性者又は濃厚接触者が発生した場合においても、サービスの提供が継続できるよう、必要となるかかり増し経費を補助する「サービス継続支援事業」が実施された。 (2) 介護保険料の減免分については全額を財政支援することとされたが、サービス利用料への財政支援制度は創設されていない。 (3) 感染予防対策を講じるための人件費等について一部措置されたものの、介護・障害分野と同等の慰労金については予算措置されていない。
7	産業・労働	ア 措置	(1) 令和3年度補正予算により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対して、業種・地域を問わず給付を行う「事業復活支援金」が創設され、これまでの支援制度よりも給付対象・給付上限額を拡充した事業者支援が実施された。 (2) 令和3年度補正予算により、事業環境の変化に中小企業が円滑に対応できるように、よろず支援拠点など各種窓口の相談体制の強化を含む、事業環境変化対応型支援事業が予算措置された。 (3) 雇用調整助成金の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例については、令和4年6月まで特例措置が延長となった。また、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象となる休業期間も令和4年6月まで延長となった。休業支援金・給付金の広報については、ホームページやリーフレット、プレスリリース等により周知が図られている。
8	教育	イ 一部措置	学校における感染症対策の徹底や教育活動の充実に向けた取組、ICT機器や無線LAN環境の整備に向けて、令和3年度補正予算も含め、一定程度措置が講じられた。
2 地方税財政制度の改革			
1	地方の仕事量に見合った安定的な税財源の確保	ウ 未措置	消費税と地方消費税の配分の見直しや、所得税から住民税への税源移譲、法人事業税における外形標準課税の拡充などは実現しておらず、地方の仕事量に見合った安定的な税財源は確保されていない。

提案事項及び項目名等		措置状況	措置の概要
2	地方一般財源総額の確保・充実	イ 一部措置	令和3年度の地方財政計画で減収が懸念された地方税等については、当初見込より大きく増収となったことから、減収補填債の対象税目に地方消費税等7税目が追加された措置については、令和2年度限りで廃止となった。また、減収補填債の対象外となる税目や使用料・手数料の減収についても、特別減収対策債の発行が可能とされたが、上述の地方税等の増収に伴い、令和3年度で廃止となった。
3	臨時財政対策債の廃止・縮減	イ 一部措置	令和4年度の地方財政計画において、水準超経費を除く一般財源総額については前年度を0.02兆円上回る62.0兆円が確保されたものの、地方の財源不足については依然として解消されていない。
4	地方創生推進交付金	ア 措置	新型コロナウイルス感染症の拡大を理由とした計画期間の1年延長、事業年度間の事業内容・事業費の変更について認められるなど柔軟な対応が図られた。
3 自治体DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進			
1	自治体におけるDX推進のための支援及び財政措置	イ 一部措置	(1) 自治体DX推進計画で示された支援策について、例えば、各自治体が具体的に取り組むための「自治体DX推進手順書」の作成や、デジタル人材の確保に係る支援の仕組みの構築、AIやRPAの導入ガイドラインの策定などが実施されている。 (2) 自治体DX推進計画で示された財政的な支援策については措置されているが、例えば、情報システムの標準化・共通化の対応など、計画の推進に必要な経費全てが措置されている状況ではない。
2	デジタル人材の確保・育成	イ 一部措置	(1) 市町村における外部デジタル人材の確保支援については、総務省が令和3年7月に作成した「自治体DX推進手順書」において、市町村の募集情報を国が収集し、広く公表していくことが示され、現在総務省のホームページで公表されている。 (2) 外部デジタル人材の掘り起し、データベースの構築、提供については措置されていない。
3	自治体の行政手続のオンライン化	イ 一部措置	(1) 各自治体が運営する電子申請システムの運用や改修に必要な経費に応じた補助事業は措置されていない。 (2) マイナンバーカードについては、累次の閣議決定において、「令和4年度末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指す」との方針が示されており、この方針の下、普及促進に向けて、市区町村における交付体制の強化、マイナンバーポイント第2弾や広報などに取り組むとして必要な予算が計上された。
4	自治体のAI・RPAの利用促進	ウ 未措置	自治体におけるAI・RPAの導入及び運用に必要な経費に応じた補助事業は措置されていない。

提案事項及び項目名等	措置状況	措置の概要
4 分散型エネルギーシステムの構築		
1	再生可能エネルギー等の更なる普及拡大	<p>(1) 省エネ基準適合義務化について、住宅を含む全ての建築物の新築・増改築に拡大する建築物省エネ法の改正案が令和4年4月22日に閣議決定されたことから、一定の措置が講じられている。 なお、創エネ設備の設置義務化については、具体的な措置は講じられていない。</p> <p>(2) 具体的な措置は講じられていない。</p> <p>(3) ZEHの建築実績の情報については、令和3年度から、ZEHビルダー/プランナー*が施工及び設計した実績数について、都道府県別の件数が公表されたことから、一定の措置が講じられている。 なお、固定価格買取制度を利用しない再生可能エネルギー等の設備容量及びZEBの建築実績の情報については、具体的な措置は講じられていない。</p> <p>* ZEHビルダー/プランナーとは、国によるZEH補助金を受け、ZEHの施工及び設計を行うために登録が必要となるもので、登録した事業者は、年度ごとの実績を国に報告する必要が生じる</p>
2	水素社会の実現に向けた取組の促進	<p>水素ステーションの整備について、補助は行われているが、用地取得費用を補助対象経費に含めるなどの制度の拡充は行われていない。</p>
5 脱炭素社会の実現		
1	2050年脱炭素社会の実現に向けた取組の強化	<p>国の地球温暖化対策計画、第6次エネルギー基本計画、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」などでは、2030年に向けた施策や削減目標、イノベーションの在り方についてある程度示されている。 また、国が今後示す予定の「クリーンエネルギー戦略」においても、イノベーションについてある程度具体的な道筋が示されることが期待される。 一方、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、石炭火力におけるアンモニアの活用など脱炭素に向けた大まかな道筋は示されているが、電源構成を踏まえた火力発電の在り方の議論を深めることや国民への理解促進などの考え方等については十分に示されているとは言えない。</p>
6 資源循環の推進		
1	プラごみゼロに向けた取組の推進	<p>分別収集を担う市町村への財政支援について、国は市町村の経費を地方交付税で手当てするとしているが、経費の一部の財源措置にとどまる。回収したプラごみのリサイクル先の確保については、特段の措置は講じられていない。 海岸漂着物等地域対策推進事業による海洋ごみ等の回収・処理に係る事業費の補助率は、依然として7割に留まっており、10割に還元されていない。また、内陸域・河川におけるごみの回収・処理等についての支援策は現状なく、提案内容を満たす措置はされていない。</p>

提案事項及び項目名等	措置状況	措置の概要
7 防災・減災・国土強靱化対策の推進		
1	土木施設の防災・減災、国土強靱化の取組の強力な推進	<p>【河川】 河川のハード対策及びソフト対策について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算において、ほぼ要望額が措置された。</p> <p>【道路】 橋りょうの耐震、道路斜面の土砂崩落、道路ネットワークの機能強化、道路施設の老朽化などに必要な予算について、本県配分額が示され、一部措置されている。</p> <p>【砂防】 土砂災害防止施設の整備や、土砂災害防止法に基づく基礎調査完了後の計画的な見直し等について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等により、令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算において、要望額が一部措置されたが、更なる財政支援が必要である。</p> <p>また、急傾斜地崩壊対策事業の採択基準の緩和などの制度の拡充については具体的な措置は講じられていない。</p> <p>【海岸】 海岸保全施設の整備等について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等により、令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算において、要望額が概ね措置された。引き続き、要望額の確保に努めている。</p> <p>【下水道】 下水道における主要施設の耐震化や市町村が行う内水対策については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」や「交付金の通常配分」により、令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算において、一部措置された。</p>
2	風水害対策の支援強化	ウ 未措置 具体的な措置は講じられていない。
3	津波防災地域づくりに係る支援の充実強化	ウ 未措置 検証を確実に実施できるような財源措置等については講じられていない。
4	箱根山火山の観測体制の強化	イ 一部措置 既存の観測施設による観測データについては、温泉地学研究所、防災科学技術研究所、気象庁の三者協定に基づいて、適切に共有され続けている。また、周辺自治体との調整担当を、気象庁から割愛により採用している。 一方で、ひずみ計などの感度の高い観測やカメラなどによる直接的な観測など観測体制の充実や緊急時におけるデータの即時回析など、人的・技術的支援が必要である。
5	地震観測体制の確立及び地震調査研究の充実	ウ 未措置 具体的な措置は講じられていない。
6	石油コンビナート地域の防災対策の強化	ア 措置 令和4年3月4日に「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案」が閣議決定(第208回通常国会に提出)され、スマート保安にかかる新たな制度(認定制度)が同法において措置される見込み。

提案事項及び項目名等	措置状況	措置の概要
8 基地対策の推進		
1	基地の整理・縮小・返還の早期実現 イ 一部措置	近年、県内米軍基地の整理、縮小、返還が進んでいるが、今なお12か所、面積にして約1,739haあり、県土の約0.72%を占めている。 根岸住宅地区については、平成16年10月の日米合同委員会において、返還の方針が合意され、平成30年11月14日に、新たに根岸住宅地区の返還時期の協議の実施が合意された。新たな合意に基づき、令和元年11月15日には、共同使用について合意され、原状回復作業を進めているが、具体の返還時期は示されていない。
2	厚木基地の航空機騒音の軽減 イ 一部措置	国の令和4年度予算において、米軍再編関係経費として、空母艦載機着陸訓練施設に関する事業費が予算措置された。 恒常的訓練施設が未だ確保されておらず、外来機による騒音被害が生じている。
3	基地周辺対策の充実強化 イ 一部措置	国の令和4年度予算において、基地周辺対策経費として、住宅防音及び周辺環境整備の事業費が予算措置された。 住宅防音工事については、進捗率約79%に留まり、未実施世帯を解消することが必要である。
4	基地の安全管理の強化 イ 一部措置	平成27年8月に発生した相模総合補給廠内の倉庫の火災事故以来、酸素ポンベの保管は中断されていたが、平成30年5月に新たな酸素ポンベ保管倉庫に酸素ポンベの搬入・保管が再開された。この際に、保管量の大幅削減、ポンペ一本ごとに管理番号を付すなどの措置が取られた。 万一の際の保管物、貯蔵物について、情報共有が不十分であり、自治体職員の迅速かつ円滑な立入りの実現が必要である。
5	日米地位協定の見直し ウ 未措置	具体的な措置は講じられていない。
6	災害時等における米軍との相互協力 ウ 未措置	具体的な措置は講じられていない。
7	原子力艦の事故による原子力災害対策の充実 ウ 未措置	具体的な措置は講じられていない。

提案事項及び項目名等	措置状況	措置の概要
9 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進		
1	「未病」の考え方に基づく具体的施策の推進	ウ 未措置 令和2年3月、「第2期健康・医療戦略」の閣議決定がなされ、本県において未病コンセプトの普及や未病指標の構築など先駆的な取組が進められていることが盛り込まれたが、「未病」の考えに基づく、国としての具体的な施策の推進についての措置は講じられていない。
2	再生・細胞医療の実用化の促進	ア 措置 国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)の令和3年度「再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業(再生医療等製品用ヒト(同種)体性幹細胞原料の安定供給促進事業)」において、慶應義塾大学が提案した「周術期由来組織・細胞を用いた産業化のための細胞原料の安定供給システムに関する研究開発」(研究開発代表者:中村雅也教授)が採択され、川崎市殿町のライフイノベーションセンター(LIC)のCPC(細胞培養加工施設)を活用して実施する、高品質なヒト細胞原料を安定して供給可能な体制構築を目指す取組に、国の予算が投入されることが決まった。
10 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し		
1	税制度の見直し	ウ 未措置 具体的な措置は講じられていない。
11 健康・長寿社会の実現		
1	未病改善の取組による健康・長寿社会の実現	イ 一部措置 平成29年2月に一部変更の閣議決定がされた国の「健康・医療戦略」において、本県が掲げる「未病」の概念の重要性が盛り込まれたが(令和2年3月閣議決定の第2期においても同様)、「未病」の考えに基づく、国としての具体的な施策の推進についての措置は講じられていない。 また、令和3年度介護報酬改定において一部、自立支援・重度化防止の取組を評価する加算が拡充されたが、より未病の概念を取り入れた総合的な評価方法について検討する必要がある。
2	健康寿命指標の見直し及び自治体への情報の提供	ウ 未措置 健康寿命の算定方法を見直すこと等について、具体的な措置は講じられていない。
3	認知症施策推進大綱を踏まえた「認知症の未病改善」	イ 一部措置 継続した取組として、認知症研究の推進や実証事業の予算が確保されたほか、認知症本人や家族を一体的に支援するプログラムを提供するための事業が認知症地域支援推進員の役割に追加されることなどが示されたものの、認知症施策推進に係る恒久的で活用しやすい財源措置や、若年性認知症に関する施策強化が十分講じられたとは言えず、根本的治療薬やリスク軽減に有効な取組は十分に確立されていないため、未病改善の研究等の一層の推進が必要である。

提案事項及び項目名等		措置状況	措置の概要
4	がん対策の推進	イ 一部措置	(1) 市町村の感染予防対策については、大方対応済みであるが、十分な財源措置は講じられていない。 (2) 令和4年度の診療報酬改定では、新たに5つの適応疾患が保険適用とされたところであるが、引き続き保険適用の拡大が必要である。 なお、診療報酬額の引き上げは見送られることとなり、放射線治療専門医の人材育成についても具体的な措置は講じられていない。
5	移植医療等の充実	ウ 未措置	具体的な措置は講じられていない。
6	オーラルフレイル対策に対する医療保険の適用拡大等	イ 一部措置	令和4年度の診療報酬改定で、口腔機能が著しく低下を認める患者に算定できる口腔機能管理料の対象が、65歳以上から50歳以上へ拡大された。しかし、口腔機能が低下した初期の段階である「オーラルフレイル」や、そのリハビリテーションに係る保険適用の拡大は講じられていない。 また、「国保の保険者努力支援制度の評価項目への追加」については、令和5年度以降に、後期高齢者医療制度の保険者インセンティブ評価指標に口腔機能に着目した項目が加わり、一部措置される見込みである。
7	持続可能な国民健康保険制度の構築	ウ 未措置	持続可能な国民健康保険制度の構築に向けた具体的な措置は講じられていない。
12 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護提供体制の推進			
1	地域医療介護総合確保基金の改善	イ 一部措置	介護分について、補助メニューの追加はあったものの、引き続き、地域の実情に応じた補助メニューは措置されていない。 また、医療分について具体的な措置は講じられていない。
2	医療機関における働き方改革の推進	ア 措置	(1) 国の手続きが遅れているため、結果として期限延長されている状況にある。なお、医師の労働時間短縮に係る経費に対するパッケージ型補助金や、タスクシフト先の医療専門職の確保事業等が国で予算計上されるなど、他の働き方改革の取組については実施されるなど措置が講じられた。 (2) 診療報酬については、既に「地域医療体制確保加算」の見直しが令和4年度から行われ措置が講じられた。

提案事項及び項目名等		措置状況	措置の概要
3	保健・医療・福祉を担う人材の確保定着	ウ 未措置	<p>(1) 令和5年度は大学医学部の地域枠による臨時定員増が認められたが、令和6年度以降は未定である。</p> <p>(2) 福祉・介護を担う人材層ごとの機能、役割の明確化と、それを裏付ける教育・養成体系が整備されるまでには至っていない。</p> <p>(3) 具体的な措置は講じられていない。現時点で国から准看護師養成停止の方針は示されておらず、准看護師から看護師を目指す者を対象とした修学資金貸付制度も創設されていない。</p> <p>(4) 具体的な措置は講じられていない。</p>
4	介護職員の定着に向けた介護報酬の仕組みの構築	ウ 未措置	具体的な措置は講じられていない。
13 共生社会の実現と障がい福祉制度等の見直し			
1	共生社会の実現に向けた積極的な取組について	ウ 未措置	具体的な措置は講じられていない。
2	本人を中心とした「利用者目線」の障がい福祉の実現	ウ 未措置	<p>自治体による意思決定支援の体制整備への財源措置や、意思決定支援に積極的に取り組む相談支援事業所等への報酬上の評価など、さらに取組が拡がるような方策は講じられていない。</p> <p>また、強度行動障がいのある障がい者が、グループホームで生活するために、必要な人員面、設備面への、財政支援についても具体的な措置は講じられていない。</p>
3	障がい福祉施策に係る超過負担の解消	ウ 未措置	地域生活支援事業全体としては若干の予算の増額が図られているものの、事業量が増大する中、市町村の超過負担解消には至っていない。
4	小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度の創設	ウ 未措置	具体的な措置は講じられていない。
5	外国人患者の受入れ体制の推進	ウ 未措置	具体的な措置は講じられていない

提案事項及び項目名等	措置状況	措置の概要
14 子ども・子育て応援社会の推進		
1	待機児童対策の一層の推進 イ 一部措置	<p>(1) 子育て支援の充実のために必要とされる1兆円のうち、確保されていなかった0.3兆円メニューの一部が令和3年度に引き続き実施された。</p> <p>(2) 保育所整備の嵩上げについては、令和4年度も継続された。また、幼稚園の預かり事業についても充実が図られた。</p> <p>(3) 保育士の処遇改善については、令和4年2月から、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置が実施されたが、全職種平均との格差はいまだ大きい。</p>
2	児童虐待防止対策の推進 イ 一部措置	<p>配置基準に基づく児童福祉司や児童心理司の給与費、また、児童福祉司・児童心理司・保健師の処遇改善、さらに児童福祉司や弁護士等専門職の計画的な人材確保に向けての採用活動支援事業の拡充などについて、地方交付税措置が講じられているが、さらなる予算措置が必要。</p>
3	子どもの貧困対策の推進 イ 一部措置	<p>子どもの貧困対策を進めるための実態調査については、国が全国的なモデル調査を実施し、その分析結果が令和3年12月に公表されたが、都道府県別・市町村別のデータ分析については、国調査としては実施をせず、今後、各自治体において、国が提供した「共通調査項目」及び集計・分析の方法を活用して調査を行うことが期待される(国交付金活用可能)、との方向性が示された。</p>
15 拉致問題の早期解決		
1	拉致問題の全容解明と拉致被害者等の早期帰国の実現 イ 一部措置	<p>(1)～(3) 政府は、平成25年1月に全閣僚をメンバーとした拉致問題対策本部を発足させ、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くし、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを引き続き追及していくと表明している。</p> <p>また、平成26年5月に行われた日朝政府間協議に基づき、7月には北朝鮮において、全ての日本人に関する調査を行う「特別調査委員会」が設置されたが、初回の報告すら行われないうまま、平成28年2月には解体が表明された。以降、解決への動きが滞っている中で、平成30年6月及び平成31年2月の米朝首脳会議で拉致問題が提起された。令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、外交交渉が停滞している状況にある。令和3年10月に就任した岸田総理大臣は、菅前総理大臣と同様、条件を付けずに日朝首脳会談を実施したい意向を表明したが、依然として、拉致問題の全容解明と拉致被害者等の早期帰国は実現していない。</p> <p>なお、北朝鮮に不測の事態が発生した場合、拉致被害者の安全を確保するための備えが必要である。</p> <p>(4) 国は地方自治体と連携し、拉致問題の理解促進に取り組んでいるが、拉致問題の風化防止に向け、継続した取組が必要である。</p>
16 ヘイトスピーチ対策の推進		
1	ヘイトスピーチ対策の推進 ウ 未措置	<p>具体的な措置は講じられていない。</p>

提案事項及び項目名等	措置状況	措置の概要
17 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上		
1	幹線道路網の整備と活用 イ 一部措置	<p>(1) 国直轄事業の自動車専用道路など幹線道路網については、本県配分額が示され、予算措置されている。 また、新東名高速道路や圏央道などについて、事業が着実に進められている。</p> <p>(2) 渋滞対策については、渋滞ボトルネック検討ワーキンググループにおいてとりまとめられた、中央自動車道の小仏トンネル付近上り線等の渋滞対策事業が着実に進められている。 スマートインターチェンジの整備推進に必要な予算については、本県配分額が示され、一部予算措置されている。 令和4年4月16日に秦野丹沢スマートインターチェンジが開通し、その他のスマートインターチェンジについても事業が着実に進められている。</p> <p>(3) 幹線道路等の整備推進に必要な予算については、本県配分額が示され、一部予算措置されている。</p>
2	鉄道網の整備促進 イ 一部措置	<p>(1) リニア中央新幹線について、本県においては、川崎市内の5箇所全ての非常口で工事が、相模原市内では、4箇所設置される非常口のうち2箇所まで工事が進められているほか、沿線の間駅で唯一の地下駅となる神奈川県駅で掘削工事が本格化するなど、着実に事業進捗が図られている。 一方、未着工区間については、2027年の品川・名古屋間の開業に向け、国、JR東海及び関係者による協議を迅速に進め、早期着手を図る必要がある。 また、駅周辺のまちづくりについては、地方自治体に対し、国土交通省から技術的支援はなされているが、財政的支援は講じられていない。</p> <p>(2) 駅整備への地元自治体の負担を軽減するため、地方債を充当する制度整備や予算措置などは、講じられていない。なお、藤沢市村岡地区の東海道本線新駅については、令和4年度から事業を進めており、引き続き確実な予算措置が必要である。</p> <p>(3) 鉄道整備に対する公的支援の拡大や、既存路線の延伸などによる新たな鉄道ネットワークの形成に資する事業についての助成制度の拡充や、新たな支援方策の構築等はされていない。</p>
3	新たなモビリティサービスの取組促進 イ 一部措置	<p>MaaS導入に向けた協議会の設置やMaaSの本格的な導入に対する支援などの措置がなされているが、取組を加速し、スマートモビリティ社会を早期に実現するためには、地域や民間事業者が行う取組への支援をより一層拡充する必要がある。</p>
18 県営住宅の健康団地への再生		
1	コミュニティ再生のためのPFIによる県営住宅の建替推進 イ 一部措置	<p>PFI事業の着手に向けた所要の経費について、令和4年度の交付金が措置された。 今後、事業を進めるためには、事業の着手年度以降、終了年度に至るまで、継続的かつ確実な交付金の配分が必要である。</p>